

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第10号

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年聖籠町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を「訪問介護員等」に改め、同条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第6項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

（12） 介護医療院

第3条第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第9項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第13項中「第171条第10項」を「第22条第15項」に改める。

第5条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第9条第2項中「（本体事業所）」を「（第8項に規定する本体事業所）」に、「係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「サテライト

型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては」の前に「同項に規定する」を加え、「本体事業所及び」を「同項に規定する本体事業所並びに」に、「他のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第22条第9項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護（」の次に「第8項に規定する」を、「当該本体事業に係る」の次に「同項に規定する」を加え、同条第7項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第8項中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第5項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 介護医療院 介護支援専門員

第15条第4項ただし書中「以下この条において同じ。）及び」を「以下この項において同じ。）に」に、「指定居宅サービス等基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護

職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第5項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第9項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

（４） 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第22条第2項中「通いサービス」の次に「（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を、「看護小規模多機能型居宅介護」の次に「第9条第8項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第7項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第9項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第9条第8項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項中「看護小規模多機能型居宅介護」の次に「（第9条第8項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第9項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第8項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第22条中第11項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第12項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第22条中第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、第8項の次に次の3項を加える。

9 第2項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

10 第2項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 1 1 第5項に規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。